

実務対応報告公開草案第 54 号

「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第 54 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）（平成 29 年 12 月 7 日公表）

2. コメント募集期間

平成 29 年 12 月 7 日～平成 30 年 2 月 7 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第 37 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）（平成 30 年 3 月 13 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	公益社団法人日本年金数理人会・公益社団法人日本アクチュアリー会
CL2	日本公認会計士協会
CL3	一般社団法人日本経済団体連合会
CL4	宝印刷グループ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
総論		
(全体を支持するコメント)		
1) 本公開草案の内容を支持する。	本公開草案の提案に同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
(全体を支持しないコメント)		
2) 本公開草案の内容を支持しない。	<p>利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の2つの方法のいずれが妥当か、結論を導くべきと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の2つの方法のいずれが妥当か、検討を保留し、いずれも認めることの実務対応を無期限に延長することは、高品質な会計処理を確保する観点から適切な対応ではないと考える。</p> <p>たとえ重要な影響を及ぼさないとしても、両方法の妥当性に関する結論を保留することは、退職給付債務の計算プロセスの適正性に疑念や悪影響を与える要因になりえるものであり、妥当な結論ではないと考える。</p> <p>公表議決において示された反対意見に同意し、10年物国債金利をゼロ%程度で推移させる政策が採られる現状況下においても、「マイナスの利回りをそのまま利用する方法」に限定すべきと考える。</p>	<p>本公開草案の公表にあたり、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法を採用すべきかを検討する際の退職給付債務を計算する上での次の2つの考え方及びその会計処理の根拠について検討を行っている。</p> <p>(1) 退職給付債務の額は、「退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額」を超えることもあり得るとの考え方</p> <p>(2) 退職給付債務の額は、「退職給付見</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>込額のうち、期末までに発生していると認められる額」を超えるべきではないとの考え方</p> <p>本公開草案第 10 項（本実務対応報告第 11 項）に記載されているとおり、現行の企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）では、退職給付債務の計算において、企業固有の見積りの要素と市場で観察される要素が混在しており、退職給付債務の割引計算において期末時点の市場の評価を反映させる側面と企業固有の見積りによる退職給付見込額を費用配分し負債に反映させる側面のいずれを重視すべきかにより、上記に記載した 2 つの考え方のうち、いずれによるべきかが異なるものと考えられる。この点、国際的な会計基準においても、退職給付債務は同様の方法により測定することとされているが、国際的な議論においても退職給付債務の測定の目的が必ずしも明らかでない指摘されているところであり、見解が分かれ得るものと</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>考えられる。</p> <p>これらの状況を踏まえると、現行の退職給付会計基準の枠組みにおいて、上記に記載した 2 つのいずれの考え方が適切であるかを一義的に見出すことは困難であると考えられる。</p>
各論		
(割引率に関する取扱い)		
<p>3) 国債を選択肢として認めている日本基準と原則として優良社債を用いる国際基準には差異があり、その差異の解消を含めた議論が必要となる。</p>	<p>本公開草案第 10 項の中に「この点、国際的な会計基準においても、退職給付債務は同様の方法により測定することとされている。国際的な議論においても、退職給付債務の測定の目的が必ずしも明らかではないと指摘されているところであり、見解が分かれ得るものと考えられる」とある。ここで、「この点」とは本公開草案第 9 項までで論じられている 2 つの考え方に関する内容を指しているものと解される。しかしこの表現では、国際基準においても日本基準と同様に、割引率は国債の利回りに基づくかのような、あるいは、日本基準における国債のマイナス利回りの取扱いと同様の問題が、国際的な会計基準においても論じられる可能性があつて、その場合に見解が分かれ得るかのような誤解を読者に与えるように思われる。</p> <p>国際基準は、原則として優良社債を用いることとされている点で、日本基準とは差異がある。このため、国際基準ではマイナス利回りの市場環境における割引率のあり方が議論されたことはなく、これからも議論される見込みがあるようには思われない。上述のような読者に誤解を与えかねない表現は避けるべきであり、日本基準と国際基準の差異の解消を含めた議論が必要と考える。</p>	<p>国際的な会計基準においても、参照する割引率に関する取扱いは異なるものの、退職給付債務は我が国の退職給付会計基準と同様の方法により測定することとされていることから、本公開草案第 10 項（本実務対応報告第 11 項）のように記載している。</p> <p>また、参照する割引率に関する取扱いについて IFRS との整合性を図るべきかどうかについては、以下の理由から、今回の検討に含めていない。</p> <p>(1) IFRS との整合性を図るべきかどうかについては金利がプラスの状況下においても比較可能性の観点から議</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>なお、実務対応報告第 34 号の公開草案に対しても、国債を選択肢として認めている日本基準の取扱いについて重要な論点となりうる旨のコメントを、平成 29 年 3 月 3 日付で当会から提出している。</p>	<p>論を行うことがあり得ることを踏まえ、債券の利回りがマイナスの状況下における固有の論点とは必ずしもいえない。</p> <p>(2) 割引率の基礎として国債を利用している企業が相当数存在する。仮に会計基準を改正して原則として優良社債の利回りとする取扱いに変更する場合、相当数の企業において退職給付債務の金額に影響を及ぼすことになると考えられ、相応の理由が必要になると考えられるが、IFRS と差異があることのみでは、十分な理由にはならないと考えられる。</p>
<p>4) 国債は 10 年未満の金利がマイナスであり、重要な影響を及ぼすケースが少なからずあると考えられる。</p>	<p>確かに、現状、10年物国債の金利はゼロ付近であるが、問題となるのは、10年未満の金利がマイナスであるからであり、それが、あらゆる財務報告における退職給付債務の計算に、会計上重要な影響を及ぼさないとは考え難い。むしろ、本件が論点とされていることに鑑みれば、重要な影響を及ぼすケースが少なからずあると考えるべきであろう。</p> <p>本公開草案第11項の後半で述べられている本公開草案の結論は、前半の定量的な論点が決定的な根拠となっていて、それがまた当面の間の取扱いを再検討する主要なポイントとされているように感じられる。それにしては、当該論点の検討は、上記の通り、不十分であるように思われる。</p>	<p>現時点では、日本銀行により 10 年物国債金利をゼロ%程度で推移させる政策が採られており、実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 34 号」という。）公表時と比べても年限が短い国債の各残存期間におけるマイナス</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>の利回りの幅が大きくなっていないことも鑑み、実務対応報告第34号第2項に定めるいずれの方法を採用しても多くの場合、退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさないものと考えられる。</p>
<p>5) 理論的な根拠を示すべきである。</p>	<p>現行の退職給付会計基準では、退職給付債務の計算において、企業固有の見積りの要素と市場で観察される要素が混在し、割引率をゼロで止める方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の2つの方法を採用できると考えられること、また、国際的な議論においても退職給付債務の測定のための目的が必ずしも明らかでないところであることを考慮すれば（本公開草案第10項）、現時点でどちらかの方法に一本化できる状況はないと考えられる。</p> <p>ただし、実務対応報告第34号では、退職給付債務等の計算における割引率をゼロで止める方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のそれぞれについて、会計処理の理論的な根拠が明確に示されておらず、本公開草案においても明確に示されていないが、企業が判断を行う材料としても、また、会計基準等の高品質化を図るためにも、理論的な根拠を示すべきである。</p>	<p>本公開草案の公表にあたり、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法を採用すべきかを検討する際の退職給付債務を計算する上での2つの考え方及びその会計処理の根拠について検討を行っている。</p> <p>このうち、退職給付債務の額は、「退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額」を超えることもあり得るとの考え方は、退職給付見込額を計算するにあたっては企業固有の見積りの要素が含まれるものの、割引率の決定には企業固有の見積りの要素は含まれず、市場の評価に委ねるべきであるとする考えであり、当該考えに基づいた場合、市場で観察される期末における債券のマイナスの利回り</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>をそのまま利用することになる（本公開草案第 8 項（本実務対応報告第 9 項）参照）。</p> <p>一方、退職給付債務の額は、「退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額」を超えるべきではないとの考え方は、退職給付債務は、企業が第三者にその債務を移転することなく自ら履行する（従業員等へ退職一時金又は企業年金を支払う）ことを前提として計算され、従業員等へ将来の退職給付として支払うべき額（退職給付見込額）を勤務期間にわたり各期に配分するものである点を重視する考えであり、当該考えに基づいた場合、退職給付債務は、退職給付見込額のうち、当期までに労働の提供に伴って発生している額について従業員等への退職給付に対して備えるものであるため、割増計算する（マイナスの利回りをそのまま利用することにより、退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額を超えて備える必要はないこととなる（本公開草案第 9 項（本実務対応報告第 10 項）</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
6) 利回りの下限としてゼロを利用することが適切である。	<p>作成者の立場から、債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率は、利回りの下限としてゼロを利用することが適切であるとの意見が根強くある。退職給付債務は、「退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する」(退職給付会計基準)ものであるが、債券の利回りを基礎とする割引率がマイナスになり、結果として貸借対照表価額が割増しとなることは、基準が意図していない状況であり、財務報告の目的にそぐわない結果であると考えられる。マイナスの利回りをゼロに補正することが最も適切、かつ、財務報告の目的を達成するための最善の方法である。</p>	<p>参照)。 コメント 2) 参照。</p>
(適用時期)		
7) 記載の一部削除を求める。	<p>本公開草案第2項の「第2項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」について、本文から削除すべきである。</p> <p>本公開草案第11項からは金利環境面の動向が実務対応報告の見直しの判断に当たって重要であると思われるが、貴委員会が何を基準に判断するのかは明確に述べられていない。したがって、実務対応報告の見直しの時期について判断に窮するなど、このままでは実務上の混乱も懸念される。</p> <p>そもそも、実務対応報告においていずれの方法も認めていることから、当該実務対応報告が改正されるまでの間はいずれの方法も適用できることは自明である。加えて、当該実務対応報告を改正する役割を貴委員会が有していることから、あえて「当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」と本文に明示する必要性もない。</p> <p>本公開草案第11項によって「当面の間」については説明がなされていることから、本</p>	<p>当該記載は、実務対応報告第 34 号の取扱いを変更するか否かを判断するにあたって、個々の企業等にその判断を委ねるのではなく、当委員会の判断において再検討する可能性があることを明らかにするための記載であり、提案の内容を見直さないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>文にある「第2項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」という文言については削除すべきと考える。</p>	

以 上